タカラバイオグループ腐敗行為防止基本方針

本方針は、宝グループコンプライアンス行動指針に基づき、タカラバイオグループならびにそのすべての役員および従業員等の腐敗行為防止への取り組みを具体化するものです。タカラバイオグループ全体の腐敗行為防止の取り組みを推進し、徹底することを目的とします。

1. 適用法令の遵守

タカラバイオグループは、ビジネスを行う国・地域で適用される腐敗行為防止関連 法令を遵守します。

2. 禁止行為

タカラバイオグループは、すべての役員および従業員等に対し、直接的または間接 的を問わず、腐敗行為を禁止します。

3. 記録•管理

タカラバイオグループは、あらゆる取引について社内規程に基づき適時・正確に会計帳簿に記録するとともに、関連資料を適切に保管します。

4. 教育•研修

タカラバイオグループは、すべての役員および従業員等に対し、贈収賄等の腐敗 行為禁止に係る行動指針や内部通報制度の周知など腐敗防止に関する教育・研修 を実施します。

5. 違反等の処置

タカラバイオグループは、本方針に違反した、あるいはそのおそれのある行為を発見した時には、厳格な調査を行い、社内規程に基づき、厳正に処分を行います。

6. 遵守体制

タカラバイオグループは、本方針がタカラバイオグループのすべての役員および従業員等に適切に遵守されるための体制を構築・整備します。また、その遵守状況や有効性を定期的に確認し、その結果に応じて、腐敗防止管理体制の継続的な改善を図ります。腐敗行為防止を含むコンプライアンス活動は、年2回取締役会に報告され、取締役会の監督を受けます。

7. 適用範囲

本方針は、タカラバイオグループのすべての役員および従業員等に対して適用します。また、タカラバイオグループの事業活動に関わるすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針への理解・協力を求めます。

(附則)本方針の改廃

本方針の管理、改廃は、サステナビリティ推進委員会による。